

「カズサホス」「クロラントラニリプロール」「フルチアニル」「ヘキサコナゾール」、「メタフルミゾン」及び「タイロシン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. カズサホス（農薬）
2. クロラントラニリプロール（農薬）
3. フルチアニル（農薬）
4. ヘキサコナゾール（農薬）
5. メタフルミゾン（農薬）
6. タイロシン（動物用医薬品及び飼料添加物）

カズサホス

1. 今回の諮問の経緯

- ・カズサホスについては、平成20年3月3日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成20年7月3日付けで農薬取締法に基づく適用拡大申請に係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準の変更を検討するため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カズサホス (Cadusafos)	
構造式	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{O}-\overset{\text{O}}{\underset{\text{ }}{\text{P}}}(\overset{\text{CH}_3}{\underset{ }{\text{SCH}}}\text{CH}_2\text{CH}_3)_2$	
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系の殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫活性を示す。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: だいこん、きゅうり、ばれいしょ、かんしょ等	
	使用方法: 土壌処理	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.0005 mg/kg 体重/day ARfD=0.001 mg/kg 体重
	国際基準	バナナ
	諸外国	米 国 基 準 : バナナ 豪 州 基 準 : バナナ、さとうきび、トマト等 EU、カナダ、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 16 年 10 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 17 年 6 月 30 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 2 月 22 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 20 年 3 月 3 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 7 月 3 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.00025mg/kg 体重/day	

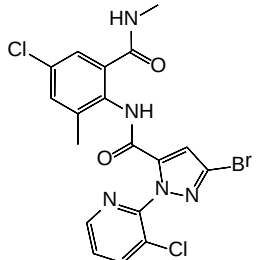
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロラントラニプロール

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年7月1日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロラントラニプロール (Chlorantraniliprole)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	アントラニリックジアミド系の殺虫剤である。昆虫の筋肉細胞内のカルシウムチャネルに作用してカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、だいず、りんご、稲等 今回、せり科葉菜類等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=2 mg/kg 体重/day ARfD=設定不要
	国際基準	穀類、葉菜類、果菜類等
	諸外国	米 国 基 準: あぶらな科野菜、果菜類、うり科野菜等 E U 基 準: ぶどう、キャベツ、レタス等 カナダ基準: ばれいしょ、たまねぎ、トマト等 豪 州 基 準: ぶどう、レタス、大豆等 ニュージーランド基準: ばれいしょ、あぶらな科野菜、葉菜類等
食品安全委員会での評価等	【1】平成20年3月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年10月9日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成22年8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年6月16日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成24年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年11月12日 食品健康影響評価結果 受理	

(別添 1)

	【4】平成26年3月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年6月24日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.26 mg/kg 体重/day
--	--

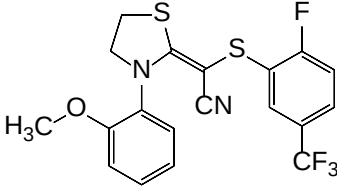
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルチアニル

1. 今回の諮問の経緯

・平成28年7月1日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルチアニル (Flutianil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	チアゾリジン環を有する殺菌剤である。既存剤に対する耐性菌株あるいは低感受性株に対しても有効であり、また形態学的観察により菌の感染行動への影響は既存剤とは異なることから新規の作用機構を有すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: きゅうり、なす、すいか等 今回、トマト、ミニトマト、実えんどう、かぼちゃへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 22 年 8 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 1 月 26 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=2.4 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

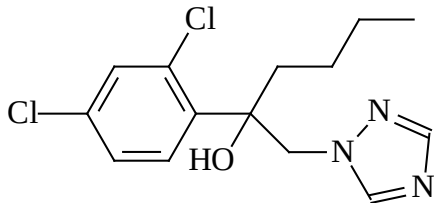
ヘキサコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

・ヘキサコナゾールについては、平成24年7月18日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成27年10月20日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。

・本剤について、本基準が設定されている小麦、大麦等について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ヘキサコナゾール (Hexaconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。糸状菌の細胞膜のエルゴステロール生合成を阻害することにより殺菌作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、もも、おうとう等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.005 mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	豪州基準: りんご、ぶどう、なし等 米国、EU、カナダ、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 24 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 27 年 10 月 20 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.0047 mg/kg 体重/day ARfD=0.25 mg/kg 体重	

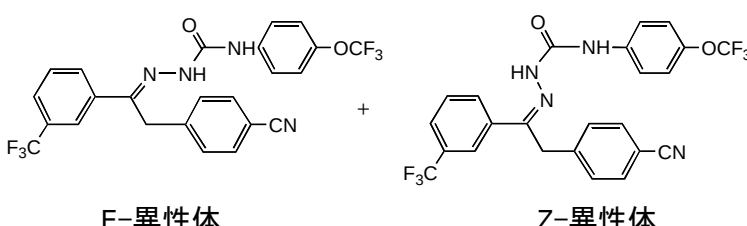
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタフルミゾン

1. 今回の諮問の経緯

- ・メタフルミゾンについては、平成26年3月20日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成26年6月24日付けで農薬取締法に基づく適用拡大申請に係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準の変更を検討するため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタフルミゾン (Metaflumizone)	
構造式	 E-異性体 Z-異性体	
用途	殺虫剤	
作用機構	昆虫の神経細胞のNa ⁺ チャンネルに作用し、神経系での情報伝達を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、はくさい、だいこん等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.1 mg/kg 体重/day ARfD=設定不要
	国際基準	はくさい、レタス、トマト等
	諸外国	米 国 基 準: かんきつ、ぶどう、ナッツ類等 E U 基 準: キャベツ、レタス、トマト等 カナダ、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 18 年 2 月 27 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 8 月 29 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 23 年 3 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 2 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 26 年 3 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 26 年 6 月 24 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.12 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

タイロシン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成28年11月4日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	タイロシン (Tylosin)	
構造式		
用途	抗生物質	
作用機構	マクロライド系の抗生物質である。細菌のリボソーム50Sサブユニットに結合してタンパク質合成を阻害し、菌の増殖を抑制すると考えられている。主に、グラム陽性菌、マイコプラズマ及びある種のグラム陰性菌に対し有効である。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】 牛、豚、鶏を対象動物として承認されている。 【飼料添加物】 豚用飼料を対象として指定されている。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛、豚、羊、鶏、乳、卵
	諸外国	米国基準: 牛、豚、鶏、七面鳥、乳、卵 カナダ基準: 牛、豚、鶏、七面鳥、はちみつ EU基準: 全ての畜産動物、乳、卵 豪州基準: 牛、豚、乳、卵、魚 ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: はちみつ(カナダ)

(別添 1)

食品安全委員会 での評価等	【1】平成 18 年 9 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 9 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.005 mg/kg 体重/day
------------------	--

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【カズサホス】

- ・ラットを用いた急性コリンエステラーゼ評価に関する試験

【クロラントラニリプロール】

- ・作物残留試験
- ・クロラントラニリプロールの産卵鶏における残留試験

【フルチアニル】

- ・作物残留試験

【メタフルミゾン】

- ・ラットにおける生物学的利用能試験(強制経口投与クレモフォール添加)
- ・ラットにおける生物学的利用能試験(強制経口投与クレモフォール非添加)
- ・ラットにおける生物学的利用能試験(混餌投与と強制経口投与の比較)

【タイロシン】

- ・残留試験(はちみつ)